

八幡浜地区施設事務組合青石寮介護予防事業運営規程

〔平成18年10月2日
規程第1号〕

改正 平成23年 3月31日規程第 4号 平成27年 8月28日規程第 7号

(趣旨)

第1条 この規程は、八幡浜地区施設事務組合（以下「組合」という。）が開設する指定短期入所生活介護事業所青石寮（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するため必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、（以下「サービスの提供」という。）をおこなうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定短期入所生活介護事業所 青石寮
- (2) 所在地 愛媛県八幡浜市保内町磯崎2114番地3

(本体施設との関係)

第4条 この事業所は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5の規定により、組合が設置経営する特別養護老人ホーム青石寮（以下「本体施設」という。）が指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下「居宅サービス基準」という。）第121条第2項の規定による、本体施設の入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業及び、同条第4項の規定による併設事業所として一体的に行う指定介護予防短期入所生活介護事業所とするものとする。

(運営の方針)

第5条 事業所は、第2条の規定によるサービスの提供に当たつては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立つたサービスの提供に努め、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込書又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供と援助)

第7条 事業所は、利用者的心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスの提供を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携によりサービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第8条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職種	員			
	常勤		非常勤	
	本体施設	短期入所施設	本体施設	短期入所施設
施設管理者	1			
施設長	(1)			
事務長	1			
事務員	3			

生活相談員	3			
介護支援専門員 (兼務)				
介護長	1			
介護支援専門員 (兼務)				
介護職員	3 2			
介護支援専門員 (兼務)				
看護職員	4			
機能訓練指導員 (兼務)				
栄養士	1			
調理員	7			
機能訓練指導員 (看護職 兼務)				
介護支援専門員	2			
医師(嘱託)			(4)	
宿直員(委託)			(1)	
計	5 5		(5)	

※ 本体施設の入所定員は110人である。

- (2) 施設長は、施設管理者若しくは事務長を充てることとする。
- (3) 介護職員、看護職員、調理員に若干名の主任を置くことができる。
- (4) 職務内容

施設管理者 組合長の命を受け、施設管理運営の統括を行う。

施設長 施設職員の指揮監督、業務の実施状況の把握その他
の管理を行う。

事務長 施設管理者及び施設長を補佐する。

事務員 施設運営に関する事務に従事する。

生活相談員 利用者の生活向上のための相談、助言その他の援助

	に当たる。
介護長	介護員の服務計画、統括に関すること。 利用者の介護、処遇に当たる。
介護職員	利用者の介護、処遇に当たる。
看護職員	利用者の看護、機能訓練指導等及び利用者の健康管理に当たる。
栄養士	給食献立及び給食業務に当たる。
調理員	給食業務に当たる。
医師	利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。
宿直員	夜間における施設事業所の管理宿直業務に当たる。
機能訓練指導員	機能訓練の指導に当たる。
介護支援専門員	介護計画の作成と介護の進行管理、評価に当たる。

(職員の勤務体制)

第9条 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

- 2 施設管理者又は施設長は、毎月の勤務表を前月15日までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 事業所におけるサービスの提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 組合長は、事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(利用定員)

第10条 事業所の利用者の定員は、1日当たり5人までとする。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業所は正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、

利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第13条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第14条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定等の有効期間更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつては、利用者に係る居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿つた指定短期入所生活介護を提供するものとする。

(サービスの提供の内容及び取扱方針)

第17条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者的心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

2 事業所におけるサービスの提供の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 入浴、排泄、食事等の介護
- (3) 日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 保健医療サービス、その他健康維持のための措置
- (6) レクリエーション等を含むその他の福祉サービス
- (7) その他必要な相談、助言、援助等

3 事業所の職員は、サービスの提供に当たつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明をおこなわなければならない。

4 事業所の職員は、サービスの提供に当たつては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行つてはならない。

5 事業所は、自らその提供する指定介護短期生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介護計画の作成）

第18条 事業所の介護支援専門員は、相当期間以上に渡り継続して入所することが予想される利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

- 2 前項の規定により作成する介護計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム（三団体ケアプラン策定研究会方式）とする。
- 3 第1項の規定による介護計画の作成に当たつては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成するものとする。

(サービス提供の具体的な内容)

第19条 事業所が行うサービス提供の具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って実施
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴又は清拭
- (3) 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
- (4) おむつ使用者に対する適切な取替の実施
- (5) 離床、着替え、整容その他の適切な睡眠、環境の確保を伴う日常生活の適切な世話
- (6) 利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
- (7) 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施
- (8) 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置
- (9) 利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
- (10) 適宜、利用者のためのレクリエーション行事等の提供
- (11) 前各号のほか、必要と思われる入所中の世話

2 事業所は、前項のサービスの提供に当たっては、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護をうけさせてはならない。

3 事業者は、サービスの提供に当たっては、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、常に使用者の家族との連携を図り、必要な助言その援助を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第20条 指定介護短期入所生活介護を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、介護保険負担限度額認定証を受けている場合は、その定める額とする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の

額を徴収することができる。

- | | |
|---|----------|
| (1) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合は除く。） | 実費 |
| (2) 食費及び移住費 | 当施設で定める額 |
| (3) 理美容代 | 実費 |
| (4) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあって、その利用者に負担させることが適用と認められるもの | 実費 |

3 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第21条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用枠の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第22条 事業所の通常の送迎の実施地域は、八幡浜市、伊方町、西予市の地域とする。

（サービスの利用に当たつての注意事項等）

第23条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
- (2) 故意にこの規程等に違反した者

（緊急時における対応）

第24条 事業所の職員等は、サービスの提供を行つているときに利用

者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応等)

第25条 事業所は、事業所のサービス提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第26条 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第28条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第29条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であつた者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合

は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 事業所及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(掲示及び広告等)

第31条 事業所は、事業所の見やすい場所に、その規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(会計の区分等)

第32条 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計と区分するものとする。

2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備等)

第33条 事業所は、次の諸記録その他の重要な帳簿を整備するものとする。

(1) 利用料に関する重要な関係書類

(2) 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

(3) その他事業所運営に関して重要な書類

2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第34条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、居宅サービス基準によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で組合長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年規程第4号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第7号）

この規程は、平成27年9月1日から施行する。